

岩手県警察山岳遭難救助隊設置要綱の制定について

(昭和59年9月27日岩外勤発第284号警察本部長)

〔沿革〕 平成7年2月岩生安発第34号、岩警務発第22号

各 部 長
各 所 属 長

山岳遭難事故発生時における救助体制については、「岩手県警察山岳遭難救助隊設置要綱の制定について」昭和51年10月16日付岩外勤発第330号に基づいて運用してきたところであるが、このたび別添のとおり要綱を改正したので効果的に運用されたい。

なお、「岩手県警察山岳遭難救助隊設置要綱の制定について」(昭和51年10月16日岩外勤発第330号)は、これを廃止する。

別 添

岩手県警察山岳遭難救助隊設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、岩手県警察山岳遭難救助隊(以下「救助隊」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2 救助隊は、県内の山岳における遭難者の搜索、救助活動を行うことを任務とする。

(組織及び編成)

第3 救助隊は、警察本部に設置し、警察本部長(以下「本部長」という。)の任命する者をもって組織する。

2 救助隊の編成は、隊員30人を基準とする。

3 救助隊に顧問を置き、山岳救助活動に精通した者の中から本部長が任命する。

4 隊長及び副隊長若干名は本部長が隊員の中から任命する。

5 救助隊員の任命は、任命書(様式第1号)を交付して行う。

(主管課長の責務)

第4 生活安全部地域課長(以下「地域課長」という。)は、毎年4月1日現在で各所属長と協議の上救助隊員(以下「隊員」という。)を選考し、山岳遭難救助隊員推せん名簿(様式第2号)を作成して本部長に報告しなければならない。

2 前項の隊員を選考するときは、心身ともに健全で冬山登山についての技術を有する者、又は訓練によつて適格者となり得る者とする。

3 隊員の異動、病気、その他の事情により欠員が生じ、又は交代させる必要があるときは、前項の要領により隊員を選考しなければならない。

(出動)

第5 救助隊の出動は、本部長が命令するものとする。

(応援派遣)

第6 警察署長は、救助隊の応援を求めるときは、次の事項を明らかにし、地域課長を経て本部長に要請しなければならない。

(1) 事案の概要

(2) 応援派遣を必要とする理由

(3) 派遣日時及び場所

(4) 所要人員

(5) 滞在予定期間

(6) 装備品及び携行品

(7) その他参考事項

(応援派遣隊の指揮)

第7 応援のため派遣された救助隊は、当該警察署長の指揮下に入るものとする。

(救助隊員の心得)

第8 隊員は、隊長の指揮統率のもとに一致団結し、隊員相互の連絡を図り、搜索、救助活動に当たるものとする。

2 隊員は、貸与された装備資器材を常に良好な状態でこれを管理し、有事に備えなければならない。

(教養訓練)

第9 地域課長及び警察署長は、計画的に基礎訓練を行うほか、冬(夏)山における搜索、救出訓練を実施して隊員の技術向上を図るものとする。

(相互協力)

第10 搜索、救出活動並びに訓練の実施に当たっては、地域課長及び警察署長は、地元山岳救助隊等と緊密な連絡を図り相互に協力し、効果的、かつ能率的に推進しなければならない。

(後継者対策)

第11 各所属長は、自己の所属に救助隊員適格者がいると認めるときは、山岳救助隊員適格者カード(様式第3号)により地域課長を経て本部長に報告するものとする。

任 命 書

所 属

階 級

氏

名

岩手県警察山岳遭難救助隊設置要綱に基づく救助隊員に任命する。

救助隊隊長を命ずる

救助隊副隊長を命ずる

昭和 年 月 日

岩手県警察本部長

階級 氏

名 印

様式第3号

発 第 号
昭和 年 月 日

岩手県警察山岳遭難救助隊員適格者カード

所 属・係 名				
階 級・氏 名				
生 年 月 日				
拝 命 年 月 日				
所 属 山 岳 会				
登 山 歴				
ス キ ー 歴				
健 康 状 態				
特 技	柔 道		無 線	
	剣 道		登 山	
	逮 捕 術		ス キ ー 級 位	
	救 急 法		そ の 他	
	自 動 車 免 許			